

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日か、  
その翌日の翌日)

## 目次

- 字の区域の新設等
- 字の区域の変更等
- 字の区域の変更
- 保険医療機関等の指定
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 土地改良事業の認可(十件)
- 土地改良法による換地処分(三件)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百二二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による花原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称 同上の区域(昭和五十年五月二十日現在の地番による。)

大字山田字大境

大字山田字岡一〇七の一部、一〇八、一〇八の一、一〇九の一部、一〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字マンエンジョウ一三九の二の一部、一四〇、一四一の一部、一四二の二の一部、一四二の四の一部、三〇二の一部、三〇三及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称 同上の区域(昭和五十年五月二十日現在の地番による。)

大字山田字岡

大字山田字岡ノ前六二の一及び六三、大字山田字青木三一から五二の二まで、五三の一の一部、五三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字貝尻一八の一の一部、二九の一の一部、二九の二の一部並びに大字山田字岡のうち一〇七の一部、一〇八、一〇八の一、一〇九の一の一部、一〇九の二の一部、一二七の一部、一二七の三の一部、一二八の一部、一二九の一の一部、一二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字山田字マン エンジョウ</p>	<p>大字山田字岡一〇九の二の一部、一二七の一部、一二七の三の一部、二二八の一部、二二九の二の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字マンエンジョウのうち一三九の二の一部、一四〇、一四一の一部、一四二の二の一部、一四二の四の一部、三〇二の一部、三〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山田字岡ノ前</p>	<p>大字山田字岡ノ前のうち六二の一及び六三以外の区域</p>
<p>大字山田字貝尻</p>	<p>大字山田字青木五三の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山田字前田一の一、一の二、一〇四、一の五、一の六の一部、一の七、一の八、一の九の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字貝尻のうち一八の一の一部、二九の一の一部及び二九の二の一部以外の区域</p>
<p>大字山田字前田</p>	<p>大字山田字青木五三の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山田字貝尻一八の一の一部並びに大字山田字前田のうち一の一、一の二、一の三、一の四、一の五、一の六の一部、一の七、一の八、一の九の一部、一の一、一の一、二、二の一部、五の一、五の二、五の三、六の一、六の三、九の一、九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山田字中村</p>	<p>三及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字八幡前二一六、二一七、二一八の一部、二二一の二の一部、二二二の二、二二二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字中村のうち一九八の一部、一九八の一、一九八の二、一九八の四、一九九、一九九の一、一九九の二、一九九の三、二〇〇の一部、二〇二の三の一部、二〇三の一部、二〇三の二の一部、二〇四の二、二〇四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山田字芦田</p>	<p>大字山田字前田一の一、五の一、五の二の一部、六の一、六の三、九の一、九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字中村一九八の一部、一九八の一、一九八の二、一九八の四、一九九の一部、一九九の一、一九九の二、一九九の三、二〇〇の一部、二〇二の三の一部、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字山田字堂前一四の一及び一四の六と一体をなす国有地の一部並びに大字山田字芦田のうち二〇五、二〇五の一、二〇六、二〇六の一、二〇七、二〇七の一、二〇七の二、二〇八の一部、二〇九の一部、二一〇の一部、二一〇の二の一部、二二〇の二の一部、二二一の一部、二二二、二二三の二の一部、二二三の二から二二三の三まで、二二五の一から二二五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山田字前田一の三、一の二、五の二の一部、五の</p>	<p>大字山田字中村二〇三の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山田字口カバネ二二五の一部、二二六、二二</p>

<p>大字山田字八幡前</p>	<p>六の一、二二七の一、二二七の二の一部、二二七の三の一部、二二七の四の一部、三五四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八と一体をなす国有地の一部、大字山田字奥ノ谷二八一、二八二の一、二八二の二、二八二の三、二八三、二八八及び二八九と一体をなす国有地の一部並びに大字山田字八幡前のうち二二六、二二七、二二八の一部、二二二の一の一部、二二二の二、二二二の三、二二二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山田 字口カバネ</p>	<p>大字花原字越舞二五〇、二五〇の一、二五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字口カバネのうち二二五、二二六、二二六の一、二二七の一、二二七の二の一部、二二七の三の一部、二二七の四の一部、三五四及びこれらと一体をなす国有地並びに、二二七の三の一部及び二二八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字山田字奥ノ谷</p>	<p>大字山田字奥ノ谷のうち二八一、二八二の一、二八二の二、二八二の三、二八三、二八八及び二八九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	<p>大字山田字芦田二〇五、二〇五の一、二〇六の一部、二〇六の一、二〇七、二〇七の一、二〇七の二、二〇八の一部、二二三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字中村二〇三の一部、二〇三の一の一部、二〇四の一、二〇四の二、二〇四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字八幡前二二二の一の一部、二二二の一部及び</p>

  

<p>大字花原字越舞</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地、大字山田字口カバネ二二五の一部、二二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字花原字山ノ神二六〇の一部、二六一の一部、二六二の一部、二六三の一部、二六四、二六五、二六六、二六七の一部、二六八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字花原字越舞のうち二四一の一から二四七まで、二四八の一の一部、二四八の二、二四八の三、二四九の一の一部、二四九の二の一部、二四九の三、二五〇、二五〇の一、二五一の一部、二五二次一の一部、二五四の一部、二五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字花原字山ノ神</p>	<p>大字山田字芦田二〇六の一部、二二三の一の一部、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字花原字越舞二四七の一部、二四八の一の一部、二四八の二の一部、二四九の一の一部、二四九の二の一部、二五二次一の一部、二五四の一部、二五五及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字河原尻二二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の一と一体をなす国有地の一部、大字花原字西亦二四〇の一の一部、二四〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字花原字山ノ神のうち二五六の二、二五六の四、二五六の五、二五七の二、二五八の二、二六〇から二六三までの一部、二六四から二六六まで、二六七の一部、二六八の三の一部、二七一の四から二七一の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
	<p>大字山田字芦田二二三の四、二二三の五、二二三の六、</p>

<p>大字花原字西亦</p>	<p>大字花原字越舞二四一の一から二四六まで、二四七の一、二四八の一の一部、二四八の二の一部、二四八の三、二四九の一の一部、二四九の二の一部、二四九の三、二五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字西谷三四九及び三五〇の三、大字花原字松ノ木谷三四八の二、大字花原字河原尻二一九の四、二一九の六、二一九の七、二二二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字花原字西亦のうち二四〇の一の一部、二四〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字花原字河原尻</p>	<p>二二三の七、二二三の八、二二三の九、二二三の一、二一五の二から二一五の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字山ノ神二五六の二、二五六の四、二五六の五、二五七の二、二五八の二、二七一の四から二七一の一、二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字長田二七二から二七七まで、二七八の一の一部、二七八の二の一部、二七八の三、二七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字河原尻のうち二一八の一、二一八の二、二一九の一、二一九の二、二一九の三の一部、二一九の四、二一九の五、二一九の六、二一九の七、二一九の八、二一九の九、二二〇の一の一部、二二〇の二、二二〇の五、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字山路字小畑五、六の五及び六の六と一体をなす国有地の一部</p>	
<p>大字花原 字松ノ木谷</p>	<p>大字花原字西谷</p>	<p>大字花原字下深田</p>	<p>大字花原字橋詰</p>	<p>大字花原字三反田</p>
<p>大字花原字松ノ木谷のうち三四八の二以外の区域</p>	<p>大字花原字西谷のうち三四九、三五〇の三以外の区域</p>	<p>大字花原字下深田のうち二八八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字花原字長田二七八の一の一部、二七八の二の一部、二七八の四の一部、二七九の一、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字下深田二八八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字花原字橋詰のうち二九二の一部、二九二の一、二九三の一部、二九三の一、二九四の一の一部、二九四の二の一部、二九七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字花原字三反田の全域並びに大字花原字河原尻二一八の一、二一八の二、二一九の一、二一九の二、二一九の三の一部、二一九の五、二一九の八、二一九の九、二二〇の一の一部、二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字長田二七八の二の一部、二七八の四の一部、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字橋詰二九二の一部、二九二の一、二九三の一部、二九三の一、二九四の一の一部、二九四の二の一部、二九七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九七の二と一体をなす国有地の一部</p>

大字花原字早稲田	<p>大字花原字宮ノ本四三二の五の一部、大字花原字宮ノ前 一〇八、一一四、一一七の一、一一九の一、一一九の二、 一一九の四及び一一九の六と一体をなす国有地の一部並び に大字花原字早稲田のうち一の一部、二の一部及びこれら と一体をなす国有地以外の区域</p>
大字花原字宮ノ後	<p>大字花原字宮ノ後の全域、大字花原字早稲田一の一部、 二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字花原字鷹巢 一三と一体をなす国有地の一部、大字花原字コロ谷四四八 の二、大字花原字畑々谷四四九の二並びに大字花原字口志 山路四一の一部、四二の一部及びこれらと一体をなす国有 地の一部</p>
大字花原字宮坂	<p>大字花原字口志山路四一の一部、四二の一部及びこれら と一体をなす国有地の一部、大字花原字宮ノ本四三二の三 並びに大字花原字宮坂のうち四九の一部以外の区域</p>
大字花原字口大谷	<p>大字花原字口大谷の全域並びに大字花原字宮坂四九の一 部</p>
大字花原字宮ノ本	<p>大字花原字早稲田一の一部及びこれと一体をなす国有地 並びに大字花原字宮ノ本のうち四三二の三及び四三二の五 の一部以外の区域</p>
大字花原字鷹巢	<p>大字花原字鷹巢一三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字花原 字口志山路	<p>大字花原字口志山路のうち四一の一部、四二及びこれら と一体をなす国有地以外の区域</p>

  

大字花原字宮ノ前	<p>大字花原字宮ノ前のうち一〇八、一一四、一一七の一、 一一九の一、一一九の二、一一九の四及び一一九の六と一 体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字花原字コロ谷	<p>大字花原字コロ谷のうち四四八の二以外の区域</p>
大字花原字畑々谷	<p>大字花原字畑々谷のうち四四九の二以外の区域</p>
大字山路字堂前	<p>大字山田字中村一九九の一部及びこれと一体をなす国有 地の一部並びに一九九の一及び一九九の三と一体をなす国 有地の一部、大字山田字芦田二〇六の一部、二〇八の一部、 二〇九の一部、二一〇の一部、二一〇の一の一部、二一〇 の二の一部、二一一の一部、二一二、二一三の一の一部、 二二三の二、二二三の三、二二三の一〇、二二三の一二、 二二三の一三、二一五の一の一部及びこれらと一体をなす 国有地並びに大字山路字堂前のうち一四の一及び一四の六 と一体をなす国有地以外の区域、大字山路字小畑六の二、 六の三、六の四、六の六及びこれらと一体をなす国有地の 一部並びに六の五と一体をなす国有地の一部</p>
大字山路字小畑	<p>大字山路字小畑のうち六の二、六の三、六の四、六の六 及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに五 及び六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字山路字稲葉	<p>大字山路字稲葉の全域並びに大字山路字前田一四二の一 の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第八百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による笠田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字山路字前田	大字山路字米山谷一四七と一体をなす国有地の一部並びに大字山路字前田のうち一四二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字山路字米山谷	大字山路字米山谷のうち一四七と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字山田字青木及び大字花原字長田
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十一年三月三日現在の地番による。）
大字笠見字行天	大字笠見字行天のうち五二九の一部及び五三〇の一部並びに五二九、五三〇及び五三七と一体をなす国有地の一部

大字笠見字上天王	以上の区域並びに大字笠見字芹田五一四の一部及び五一四と一体をなす国有地の一部
大字笠見字芹田	大字笠見字上天王四五六の一部及び四五七の一部並びに四五六及び四五七と一体をなす国有地の一部、大字笠見字芹田五〇五の一の一部、五〇五の二の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九、五一〇、五一一の一部、五二二の一部、五一四の一部、五一五から五一七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五一三及び五一四と一体をなす国有地の一部並びに大字笠見字行天五二九の一部及び五三〇の一部並びに五二九、五三〇及び五三七と一体をなす国有地の一部
大字笠見字蟹ヶ坂	大字笠見字蟹ヶ坂の全域、大字笠見字薬師田四六一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字笠見字芹田五〇五の一の一部、五〇五の二の一部、五一一の一部、五二二の一部、五一三及び五一四の一部並びに五〇五の二、五一一、五一二及び五一三と一体をなす国有地の一部
大字笠見字上天王	大字笠見字石田四二〇の一部及び四二二の一部並びに四二二、四二〇及び四二二と一体をなす国有地の一部、大字笠見字上天王のうち四五五の一部、四五二の一部、四五六の一部、四五七の一部、四五八の二の一部、四六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五〇、四五六及び四五七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字笠見字芹田五〇五の一の一部、五〇六の一部、五〇七の一部、

五〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字笠見字石田

大字笠見字下天王三五八の三、三五九の二の一部、三六三から三六五までの一部及び三六七の二の一部並びに三五八の二の一部、三五九の二の一部、三六三の一部及び三六四の一部と一体をなす国有地、大字笠見字沖三八二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字笠見字府後四一一の一部及び四一一と一体をなす国有地の一部、大字笠見字石田のうち四一二の一部、四一三の一部、四二〇の一部及び四二一の一部並びに四二二、四二〇及び四二一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字笠見字上天王四五二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四五〇と一体をなす国有地の一部

大字笠見字府後

大字笠見字沖三八二から三八四までの一部、三八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字才免三八七の一部、三九四の一部、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字府後のうち四一一の一部及び四一一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字笠見字石田四一一の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字上天王四五二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字笠見字薬師田四六五の一部、四六六の一部及び四六九の一部並びに四六五の一部、四六六の一部、四六九の一部及び四七二の二の一部と一体をなす国有地

大字笠見字上天王四五二の一部、四五二の一部、四五八

大字笠見字薬師田

の二の一部、四六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字薬師田のうち四六一の一部、四六五の一部、四六六の一部及び四六九の二の一部並びに四六一の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六九の一部及び四七二の二の一部と一体をなす国有地以外の区域並びに大字笠見字芹田五〇五の二の一部、五〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字笠見字下天王

大字笠見字下天王のうち三五八の三、三五九の二の一部、三六三から三六五までの一部及び三六七の二の一部並びに三五八の二の一部、三五九の二の一部、三六三の一部及び三六四の一部と一体をなす国有地以外の区域、大字笠見字平ヶ坂三四〇の一部並びに三三九及び三四〇と一体をなす国有地の一部、大字笠見字橋詰三七七の一部、三七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字笠見字沖三七八の一部、三七八から三八一まで、三八二の一部、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字笠見字才免

大字笠見字橋詰三七七の二の一部、三七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字沖三七八の一部、三八二から三八四までの二部、三八五、三八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字笠見字才免のうち三八七の一部、三九〇から三九二までの一部、三九三の四の一部、三九四の一部、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字笠見向山</p>	<p>大字笠見字出口</p>	<p>大字笠見字橋詰</p>
<p>大字笠見字坪ノ内三一〇から三一二までの一部、三一一及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字向山のうち三一四の一部及び三二五の一部並びに三二四の一部、三二五の一部及び三三二の二と一体をなす国有地以外の区域並びに大字八橋字廻り尻三八一の二及び三八一の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字笠見字出口のうち二九一の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇〇の二の一部、三〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字笠見字坪ノ内三一〇及び三一一と一体をなす国有地の一部、大字笠見字橋詰三七四から三七七の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字笠見字才免三九〇から三九二までの一部、三九三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字笠見字出口二九八の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字坪ノ内三一〇の一部、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字向山三二四の一部及び三二五の一部並びに三二四の一部、三一五の一部及び三三二の二と一体をなす国有地、大字笠見字平ヶ坂三三四、三三五及び三三六の二の一部並びに三三四から三三六の三まで、三三九及び三四〇と一体をなす国有地の一部並びに大字笠見字橋詰三七一の一部、三七二、三七三、三七四から三七六までの一部、三七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字笠見字石代</p>	<p>大字笠見字中瀬</p>	<p>大字笠見字坪ノ内</p>
<p>大字笠見字中瀬八六の二の一部、八七の一部、九〇の二から九一までの一部、九二から九四まで、九五の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇の一及び九二と一体をなす国有地の一部、大字笠見字石代二〇四から二〇六までの一部、二〇七から二一四まで及びこれらと一体をなす国有地、大字田越字石橋五六一の一部、五六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田越字</p>	<p>大字笠見字中瀬八六の二の一部、九五の一部、九六の一部、九七及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字堅繩手九八の一部、九九から一〇三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字石代一〇四から一〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字欠口一六の二の一部、一六の二から一六の四まで、一七の二から一七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字堅繩手二一から二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田越字絹櫃五五三の一部、五五六の一部、五五八の一部、五五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字笠見字出口二九一の一部、三〇〇の二の一部、三〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笠見字坪ノ内うち三一〇の一部、三一一の一部、三一二及び三二三並びに三三〇から三三三までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字八橋字廻り尻三八一の三の一部並びに三八一の二及び三八一の三と一体をなす国有地の一部</p>



<p>大字八橋字廻り尻</p>	<p>大字八橋字廻り尻</p>	<p>大字笠見字平ヶ坂</p>	<p>大字笠見字下総</p>
<p>大字八橋字廻り尻のうち三八一の三の一部並びに三八一の二及び三八一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字八橋字廻り尻のうち三八一の三の一部並びに三八一の二及び三八一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字笠見字平ヶ坂のうち三三四、三三五及び三三〇並びに三三四から三三六の三まで、三三九及び三四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大人五六五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字笠見字下総の全域、大字笠見字中瀬八六の一、八六の二の一部、八七の一部、八八、八九の一、八九の二、九〇の二から九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇の一及び九二と一体をなす国有地の一部、大字笠見字堅繩手九八の一部及び九八と一体をなす国有地の一部、大字八橋字堅繩手二四の一部及び二四と一体をなす国有地の一部、大字八橋字小間田四六から四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六と一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字下河原一九七の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字八橋字欠口</p>	<p>大字八橋字下河原</p>	<p>大字八橋字西河原</p>	<p>大字八橋字小間田</p>
<p>大字八橋字欠口のうち一三から一七の三まで及びこれら</p>	<p>大字八橋字下河原のうち一九七の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八橋字西河原のうち五九の四、五九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八橋字小間田のうち四二の一部、四六から四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六及び四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八橋字西河原五九の四、五九の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字笠見字堅繩手九八の一部及び九八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八橋字堅繩手</p>	<p>五五二まで、五五二の一部、五五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八橋字欠口一三、一四、一五の一部、一六の一の一部、一七の二から一七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字堅繩手のうち二一から二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八橋字小間田四二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字田越字絹櫃五五三の一部並びに五五〇、五五一及び五五三と一体をなす国有地の一部</p>		

	と一体をなす国有地以外の区域
大字田越字上屋敷	大字田越字上屋敷の全域、大字田越字井図地二八の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田越字寺峯四七の二及び四八の二
大字田越字井図地	大字田越字井図地のうち二八の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字田越字西舛市	大字田越字長田平一八一の二から一八一の四まで、大字田越字舛市一八九の二、大字田越字東舛市の全域、大字田越字西舛市の全域並びに大字田越字妙見二五七の一部、二五八の一部、二五九から二六三まで、二六四の一部、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字田越字山鼻	大字田越字頼堂一七五の二、大字田越字妙見二五四から二五六まで、二五七の一部、二五八の一部、二六四の一部、二六五の一部、二六六、二六七及びこれらと一体をなす国有地並びに二五七と一体をなす国有地の一部、大字田越字山鼻のうち二八〇から二八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字田越字龍子田二八四の一部、二八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字田越字五輪田二九四の一部
大字田越字古城	大字田越字山鼻二八〇から二八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田越字古城のうち三一五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字田越字五輪田二
	九四の一部、二九五の一部及び三〇七の一部並びに二九五及び三〇七の一と一体をなす国有地の一部
大字田越字龍子田	大字田越字龍子田のうち二八四の一部、二八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字田越字五輪田二九二から二九四までの一部、二九六の一部、二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田越字西屋敷三八四の二の一部、三九三、三九五及び三九六と一体をなす国有地の一部
大字田越字五輪田	大字田越字龍子田二八四の一部、大字田越字五輪田のうち二九二から二九六までの一部、二九八の二の一部及び三〇七の二の一部並びに二九三から二九五まで及び三〇七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字田越字西屋敷三八四の二の一部と一体をなす国有地の一部並びに大字田越字古城三一五と一体をなす国有地の一部
大字田越字西屋敷	大字田越字西屋敷のうち三八四の二、三九三、三九五及び三九六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字田越字西川四九七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字田越字西出口四九八の一部並びに四九八及び五〇七と一体をなす国有地の一部
大字田越字西出口	大字田越字西川四九三の二の一部、四九四から四九六まで及び四九七の一部並びに四九三の二から四九七までと一体をなす国有地の一部並びに大字田越字西出口四九八の一部、四九九の一部、五〇四の一部、五〇六の一部及び五〇

大字田越字東出口	七の一部並びに四九八、四九九、五〇四、五〇六及び五〇七と一体をなす国有地の一部
大字田越字明地	大字田越字西出口四九九から五〇一までの一部、五〇二、五〇三及び五〇四の一部並びに四九九から五〇四までと一体をなす国有地の一部、大字田越字東出口五二九の一、五三〇、五三一の二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字田越字西川	大字田越字西出口四八六から四九三の一まで、四九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九三の二及び四九四と一体をなす国有地の一部、大字田越字西出口四九九から五〇一までの一部並びに四九九から五〇一まで及び五〇四と一体をなす国有地の一部並びに大字田越字三反田五四〇、五四一から五四四までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字田越字大人	大字田越字大人のうち五六五から五六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字田越字川崎	大字田越字川崎の全域、大字田越字三反田五四一から五四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田越字絹櫃五五七の一部、五五九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田越字石橋五六〇、五六一の一部、五六二、五六三、五六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田越字大人五六五から五六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字笠見字石代一〇四の一部
大字田越字三反田	大字田越字三反田五三九、五四一から五四四までの一部、五四五及び五四六並びに五三九、五四〇及び五四二から五四六までと一体をなす国有地の一部並びに大字田越字絹櫃五四七、五四八の二の一部、五五二の一部、五五三の一部、五五四、五五五、五五六から五五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四七及び五四八の二と一体をなす国有地の一部
大字田越字東屋敷	大字田越字東屋敷のうち三七八及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字田越字寺峯	大字田越字寺峯のうち四七の二及び四八の二以外の区域
大字田越字頼堂	大字田越字頼堂のうち一七五の二以外の区域

大字田越字長田平	大字田越字長田平のうち一八一の二から一八一の四まで以外の区域
大字田越字舛市	大字田越字舛市のうち一八九の二以外の区域
廃止する字の名称	大字笠見字沖、大字笠見字堅繩手、大字田越字石橋、大字田越字妙見、大字田越字絹櫃及び大字田越字東舛市

鳥取県告示第八百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤松地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十一年三月三日現在の地番による。）
大字福永字岩屋田	大字福永字岩屋田のうち一九二の二の一部以外の区域並びに大字福永字深田二〇一の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字福永字岩屋田一九二の二の一部、大字福永字深田の

大字福永字深田	うち二〇一の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福永字別所田二二三の三の一部並びに大字福永字瀧ノ谷三九一
大字福永字瀧ノ谷	大字福永字瀧ノ谷のうち三九一以外の区域
大字福永字北谷	大字福永字北谷のうち四〇〇の五、四〇〇の七及び四〇一の一以外の区域
大字福永字別所田	大字福永字別所田のうち二二三の三の一部以外の区域並びに大字福永字北谷四〇〇の五、四〇〇の七及び四〇一の一
大字福永字長田	大字福永字長田の全域、大字福永字荒堀二二四の二及び二二六並びに二二四の二と一体をなす国有地の一部並びに大字福永字赤松谷東平四一四の三及び四一五の二
大字福永字荒堀	大字福永字荒堀のうち二二四の二及び二二六並びに二二四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福永字清助平ル	大字福永字清助平ルの全域及び大字福永字赤松谷東平四一三の二〇
大字福永字赤松谷東平	大字福永字赤松谷東平のうち四一三の二〇、四一四の三及び四一五の二以外の区域
大字福永字古屋敷	大字福永字古屋敷のうち二八三の一部並びに二八三及び二八四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字福

永字上ノ垣二八八の一部	大字福永字古屋敷二八三の一部並びに二八三及び二八四と一体をなす国有地の一部並びに大字福永字上ノ垣のうち二八八の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福永字上ノ垣	大字福永字桃木畑のうち三一一の一部及び三一一四の一部並びに三一一の一部、三二三及び三一一四の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福永字西滝三二六と一体をなす国有地の一部並びに大字福永字上ノ垣二九四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字福永字桃木畑	大字福永字桃木畑三一一の一部及び三一一四の一部並びに三一一の一部、三二三及び三一一四の一部と一体をなす国有地の一部並びに大字福永字西滝のうち三二六と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和五十一年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"
音田内科	倉吉市東町四三五	"
福井医院	東伯郡東伯町大字 一六〇一—二	"
佐伯医院	日野郡日野町黒坂 一四四一—二	八日
山口齒科医院	米子市錦町三丁目九〇の八	一日
倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
福島薬局	境港市中町九三	"
生協薬局	鳥取市末広温泉町二一五	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町四八五	"
川本医院	東伯郡東伯町大字保五の二	九月二十一日

鳥取県告示第八百六号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(柏尾地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同

法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(春米地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八号

八東町から申請のあつた町営土地改良(妻鹿野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(間地地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(上野地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(船越地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(金屋谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大坂地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福吉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福永地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大内地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町から同町が行う土地改良事業に係る花原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土

地改良事業に係る笠田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る赤松地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】